

福岡県届出保育施設新型コロナウイルス感染対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、届出保育施設において、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、届出保育施設における感染症対策に必要な経費について、福岡県届出保育施設新型コロナウイルス感染対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において、交付するものとし、その交付については福岡県補助金交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に基づき、令和4年4月1日までに知事に届出を行った認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業については、複数の保育従事者を雇用している者に限る。以下「届出保育施設」という。）が行う次の各号に掲げる新型コロナウイルス感染症対策のための事業とし、基準額、対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

- (1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら、業務を継続的に実施する事業
- (2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発を行う事業

2 補助金の対象となる期間は、交付決定の時期にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、届出保育施設の設置者（以下「補助対象者」という。）とし、感染症拡大を防止するため、次の各号の全部又はいずれかの取組を行っている者とする。

- (1) 保護者との連絡等におけるICTの活用
- (2) 保育等の提供に係る遊具類の消毒や子どもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ
- (3) 感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCA）の活用
- (4) その他感染症拡大を防止するための取組

(事業遂行の義務)

第4条 補助対象者が補助事業を行う場合は、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うよう努めなければならない。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、届出保育施設ごとに、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額（設置者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額と比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、様式第1号による変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）により定められた期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合には、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間で定められた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第7条 補助金の交付の申請は、様式第3号による申請書を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第4号による申請書を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月以内（事業の中止、又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は知事が指定する期日のいずれか早い日までに、様式第5号による事業実績報告を知事に提出して行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、改正後の福岡県届出保育施設新型コロナウイルス感染対策支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金に適用する。

なお、令和3年度の補助金については、改正前の福岡県届出保育施設新型コロナウイルス感染対策支援事業費補助金交付要綱の規定を適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 施設当たり</p> <p>①利用定員 19 人以下 居宅訪問型保育事業 300,000 円</p> <p>②利用定員 20 人以上 59 人以下 400,000 円</p> <p>③利用定員 60 人以上 500,000 円</p> <p>※「利用定員」及び居宅訪問型保育事業の 「保育従事者」は、<u>令和4年4月1日</u>時点とする。</p>	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、役務費、使用料及び賃借料、委託費、需用費、備品購入費、負担金	10/10